

令和3年10月27日 公開

「令和3年度 南部方面管理事務所管内遊具設置工事－1」

1. 設計図書の仕様書に抜けがありました。下記特記仕様書をご確認ください。

○施工一覧表（参考数量）

番号	行政区	公園名称	滑り台		ブランコ			人工芝 (m ²)	滑り台撤去			ブランコ撤去					備考	
			児童用	幼児用	児童用	幼児用	人止柵 (m)		児童用	幼児用	人工芝 (m ²)	4連	2連	幼児用	人止柵 (m)	人工芝 (m ²)		
1	阿倍野区	高松				1	18.0			1					1			2号工事
2	阿倍野区	晴明丘中央				1	18.0								1	6.0		1号工事
3	東住吉区	矢田西				1	18.0								1			2号工事
4	東住吉区	つくし				1	18.0								1			2号工事
5	東住吉区	枯木南	1		1		18.0	5	1			1						2号工事
6	平野区	喜連中			1	1	36.0	4				1	1			16.0	12.0	2号工事
7	平野区	六反南			1		18.0	4					1					2号工事
	1号工事	小計				1	18.0								1	6.0		
	2号工事	小計	1		3	4	126.0	13	1	1		2	2	3	16.0	12.0		
合 計			1		3	5	144.0	13	1	1		2	2	4	22.0	12.0		

1. 特記仕様書

1. 適用

本工事は、大阪市建設局作成による以下の仕様書に基づき、施工しなければならない。

- ・工事請負共通仕様書（令和3年3月）

【工事請負共通仕様書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000513447.html>

時間的制約について

本工事における時間的制約条件については、次表のとおりとしている。

ただし、各関係機関との協議の結果、一般交通への影響、通勤・通学時間帯の確保、周辺地域の生活、各種営業活動の確保により条件に変更が生じた場合は、別途協議を行う。

時間的制約を受けない	長居公園事務所管内（阿倍野区、東住吉区、平野区）
時間的制約を受ける施工箇所	
著しく時間的制約を受ける施工箇所	

※本工事の詳細の工程管理・施工方法等については、監督職員と協議調整を行い、承認を得たのち施工すること。

2. 現場環境改善費について

適用なし

適用あり 特記仕様書「工事現場の現場環境改善について」参照

3. 建設副産物の処分について

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律第104号）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

2. 公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市建設局総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市建設局総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の建設局総務部総務課(連絡先:06-6615-6436)に報告しなければならない。

(発注者:大阪市 受注者:請負者)

3. 特記仕様書

本工事は交通安全管理要員として交通誘導警備員を下表の内容で計上している。

交通誘導警備員の配置については、工事着手に先立ち提出する施工計画書に、工事内容に応じた具体的な配置計画を作成し、監督職員に提出しなければならない。

工事着手にあたり、交通誘導警備員の員数について、道路管理者及び所轄警察署等との協議の結果、下表の内容と変更が生じる場合については、設計変更の対象とする。

配 置 条 件	交通誘導警備員	編 成	昼夜別	交替要員の有無
ガラ等搬出時	1名/日	交通誘導警備員B	昼間	無

※交通誘導警備員Bは、「公共工事設計労務単価【国土交通省・農林水産省】」の職種定義による。

4. 大阪市グリーン購入の推進に関する特記仕様書

本工事で使用する資材、建設機械及び目的物のグリーン購入の推進に関しては、本特記仕様書によるものとするほか、設計図書、「大阪市グリーン調達方針」、「同方針」の(別表)「特定調達品目」によるものとする。

なお、本特記仕様書に適用しない項目及び「・その他」を適用する項目については、設計図書によるものとする。

1. 適用

次のうち、○の項目については、「大阪市グリーン調達方針」の(別表)「特定調達物品」で定める判断の基準を満たすものを使用又は構築することとする。

※次のうち、○の項目とは、下記表の(品目名)欄に○を付け使用するものである。

2. 資材

品目名	
(品目分類)	(品目名)
盛土材・埋戻し材等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設汚泥から再生した処理土 ・ 土工用水砕スラグ ・ 下水汚泥溶融スラグ混合改良土 ・ その他
地盤改良材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地盤改良用製鋼スラグ ・ その他
コンクリート用スラグ骨材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高炉スラグ骨材 ・ その他
アスファルト混合物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生加熱アスファルト混合物 ・ その他
路盤材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄鋼スラグ混入路盤材 ○ 再生骨材等 ・ その他
小径丸太材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐材 ・ その他
混合セメント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高炉セメント ・ その他

品目名	
(品目分類)	(品目名)
コンクリート及びコンクリート製品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 透水性コンクリート ・ 下水汚泥溶融スラグと砕石を混合したコンクリート（捨てコンクリート） ・ その他
塗料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下塗用塗料（重防食） ・ 高日射反射率塗料 ・ その他
防水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高日射反射率防水 ・ その他
舗装材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成） ・ 再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品） ・ その他
園芸資材	<ul style="list-style-type: none"> ・ バークたい肥 ・ 下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト） ・ 浄水汚泥を改良した園芸用土 ・ その他
道路照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境配慮型道路照明 ・ その他
タイル	<ul style="list-style-type: none"> ・ セラミックタイル ・ その他
建具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 断熱サッシ・ドア ・ その他
製材等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製材 ・ 集成材 ・ 合板 ・ 単板積層材 ・ 直交集成板 ・ その他
フローリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ フローリング ・ その他

品目名	
(品目分類)	(品目名)
再生木質ボード	<ul style="list-style-type: none"> ・ パーティクルボード ・ 繊維板 ・ 木質系セメント板 ・ その他
ビニル系床材	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビニル系床材 ・ その他
断熱材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 断熱材 ・ その他
照明機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 照明制御システム ・ その他
変圧器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変圧器 ・ その他
空調用機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吸収冷温水機 ・ 氷蓄熱式空調機器 ・ ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 ・ 送風機 ・ ポンプ ・ その他
配管材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管 ・ その他
衛生器具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動水栓 ・ 自動洗浄装置及びその組み込み小便器 ・ 洋風便器 ・ その他
コンクリート用型枠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生材料を使用した型枠 ・ 合板型枠 ・ その他

3. 建設機械

品目名	
(品目分類)	(品目名)
—	<ul style="list-style-type: none">○ 排出ガス対策型建設機械○ 低騒音型建設機械

4. 目的物

品目名	
(品目分類)	(品目名)
舗装	<ul style="list-style-type: none">・ 排水性舗装・ 透水性舗装
屋上緑化	<ul style="list-style-type: none">・ 屋上緑化

5. 特記仕様書 (週休2日モデル工事)

本工事は、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、受注者の希望により、工事現場における週休2日の確保に取り組むモデル工事（以下「週休2日モデル工事」という。）である。

1 発注方式

受注者の希望によって週休2日に取り組む「受注者希望方式」とする。

2 対象期間

現場着手日（現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入または仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日）から工事完成日までの期間とする。

なお、年末年始6日間（12月29日から1月3日）、夏季休暇3日間（8月14日から同月16日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まないものとする。

3 用語の定義

(1) 「現場閉所」

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。

(2) 「4週8休」

対象期間内の現場閉所日数の割合が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、天候等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 「週休2日」

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

4 週休2日モデル工事实施の選択

(1) 受注者は、実施の意向について、「週休2日届出書」（様式1）を施工計画書の提出時に併せて監督職員に提出する。

(2) 受注者は、週休2日について「実施する」旨を届け出た場合であっても、「週休2日届出書」（様式1）を監督職員に提出することにより、届け出た内容を取り消すことができる。

(3) 発注者は、週休2日モデル工事の対象工事において、受注者に対してアンケートの協力を依頼する。

5 週休2日モデル工事の取組内容

- (1) 週休2日の実施を届け出た受注者（以下「実施事業者」という。）は、当該工事において週休2日を確保するよう努めなければならない。
- (2) 実施事業者は、契約した請負金額及び工期の中で週休2日モデル工事を実施するものとし、週休2日の確保を事由にした請負金額及び工期の変更は行わない。
- (3) 実施事業者は、週休2日の確保について施工計画書に記載する。
- (4) 実施事業者は、「現場閉所（計画・実績）書」（様式2）により、当月の現場閉所計画については前月20日までに、当月の現場閉所実績については翌月の5日までに監督職員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所実績は工事完成日に提出するものとする。
- (5) 天候や緊急対応等により、休日を変更する場合は速やかに監督職員に連絡する。なお、休日に作業を行う場合は、代休を取得することとする。
- (6) 実施事業者は、以下の記載例を参考に、工事現場の見やすい場所に週休2日モデル工事である旨を明示するものとする。

週休2日モデル工事

この工事は、建設業の労働環境を改善するため、週休2日（4週8休以上）の確保に取り組むモデル工事です。

発注者：大阪市〇〇局

受注者：〇〇〇〇

- (7) 実施事業者は、「現場閉所報告書」（様式3）により、現場閉所の結果について工事完成日に監督職員に提出する。
- (8) 週休2日実施の履行確認は、工事完成後に監督職員が行うこととする。確認方法については、4週8休以上の現場閉所の実績について、現場閉所実績書、現場閉所報告書により行う。

6 その他

特記仕様書に記載の外は、「大阪市週休2日モデル工事実施要領」による。

6. 特記仕様書

1. 産業廃棄物の処理については、原則として、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター (<https://www.jwnet.or.jp>) が運営する「情報処理センター」への登録した産業廃棄物管理票(電子マニフェスト)により行うものとする。
2. 共通仕様書に掲載する様式 2-23「建設系廃棄物搬入集計表」は【資料—2】の様式に替えるものとする。
3. 紙マニフェストを使用する場合には、理由を付した届出書【資料—1】を搬出予定日15日前までに提出しなければならない。
また、処分業者の帳簿に本工事で交付したマニフェストの記録があることを実地に確認し、毎月一回、処分業者の確認を受けることとしているため、産業廃棄物契約時において、処分業者の同意を得て契約を行い、「建設系廃棄物搬入集計表」【資料—2】を提出しなければならない。
4. 本市が随時に行う立ち入り調査に協力すること。
5. 受注者は、産業廃棄物が適正に処理されているかどうかの確認を監督職員から求められたときは、これに応じなければならない。

7. 特記仕様書

【各遊具共通事項】

- 設置する各遊具は、『都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）平成26年6月国土交通省』（以下「指針」と言う）に適合した製品であるものとする。
- 設置する各遊具の構造計算は、指針の「遊具の製造」に準拠した内容で提出すること。
- 各遊具の消耗部材の仕様及び標準使用期間、安全点検の要点など、各遊具の安全確保に関する資料を提出すること。
- 各遊具の設置に際しては、事前に仕様や形状寸法、各部詳細図、構造計算書を本市監督職員に提出し承諾を得ること。また各遊具設置位置・撤去の詳細については本市監督職員と協議の上決定すること。
- 各遊具の基礎材料については次のとおりとする。

名 称	形状寸法
基礎砕石	RC-40
均しコンクリート用型枠	(E)
均しコンクリート	18-8-25
基礎コンクリート用型枠	(D)
基礎コンクリート	18-8-40
コンクリート製基礎ブロック	遊具メーカー仕様による

- 各遊具の土量（参考）については次のとおりとする。 1基当り

	床掘	埋戻
児童用ブランコ	1.01 m ³	0.72 m ³
幼児用ブランコ	0.40 m ³	0.25 m ³
児童用滑り台	0.92 m ³	0.61 m ³
幼児用滑り台	0.45 m ³	0.27 m ³

- 地際など腐食しやすい部分の鋼材は、亜鉛メッキや防食テープ巻など保護効果のある表面処理等を行うこと。なお、防食テープを巻きつける際は JIS Z 1901 防食用ポリ塩化ビニル粘着テープを使用すること。防食テープは下部から巻き上げ上部で折り返し、2重巻きとし、テープ幅の2分の1を重ねて巻くこととする。
- 出来高図面作成においては、公園平面図に各遊具の位置が特定できる割付寸法を記入し提出すること。また出来高書類として別紙様式の施設（遊具）履歴書を作成し電子データにて提出すること。

【ブランコ】

- ブランコについては、児童用、幼児用として分類し、児童用における対象年齢は6歳から12歳で着座部が座板型のもの、幼児用における対象年齢は3歳から6歳とし、着座部はバケット型（オムツ型）とする。

○製品については次の一覧表より選択し、同等品は不可とする。

○対象年齢ステッカーについては、1基当たり最低1箇所貼付すること。ただし、貼付け位置については、貼付け箇所の材質やステッカーの視認性を考慮し、はがれにくく、見えやすい箇所とし、本市監督職員の確認を得た後貼付けを行うこととする。

○ぶらんこの要素や構造について

- ・吊金具、ジョイントパーツは、鋳鉄製または鋼板（t 5.00mm 以上）プレス成型品、ステンレス製（SCS14）のボルト連結とし、現場溶接による取付けは不可とする。
- ・振り金物はベアリング付の構造とする。
- ・チェーンと振り金物の接合部は、容易に取り外すことができない構造でフックのみは不可とする。
- ・チェーンはショートリンクチェーンφ9mm（JISF2106）以上とする。

【ブランコ】

規 格 メーカー名	児童用ブランコ (6～12歳)	幼児用ブランコ (3～6歳)
内田工業（株）	AM1-130717-JL-02	AM1-130613-JU-01
（株）コトブキ	CP-01530(変)	
タカオ（株）	PG29-BU002-J3	PG29-BU001-N5
（株）ニシオカ	50-2-1K	50-4-2K
日都産業（株）	ZSW-351	ZSW-352
（株）ザイエンス	PG-U03-OSA01	PG-U03-OSA02

【滑り台】

○滑り台については、児童用、幼児用として分類し、児童用における対象年齢は6歳から12歳とし、おどり場の高さが2000mmのもの、幼児用における対象年齢は3歳から6歳とし、おどり場の高さが1000mmのものとする。

○製品については次の一覧表より選択し、同等品は不可とする。

○対象年齢ステッカーについては、1基当たり最低1箇所貼付すること。ただし、貼付け位置については、貼付け箇所の材質やステッカーの視認性を考慮し、はがれにくく、見えやすい箇所とし、本市監督職員の確認を得た後貼付けを行うこととする。

○滑り台の要素や構造について

- ・滑降面の材質はステンレス製とする。

【滑り台】

規 格 メーカー名	児童用滑り台 (6～12歳)	幼児用滑り台 (3～6歳)
内田工業(株)	AM2-140822-JL-1	AM2-140822-JL-2
(株)コトブキ	CP-01370	CP-01361(変)
(株)サカエ	PTL-F082L-KT1	PTL-F081L-KT1
タカオ(株)	PG29-SU014-C7	PG29-SU014-C6
(株)ニシオカ	55-4-22K	55-4-24K
日都産業(株)	SL-86	SL-80
(株)サイエンス	PG-U01-OSA01	PG-U01-OSA02

施設（遊具）履歴書 No. _____

公園名	公園
遊具名	
形状寸法	
メーカー業者	
施工業者	
設置年月	令和 年 月 日
標準使用期間	年
更新予定年度	令和 年 月 日

詳細図

現況写真

撮影写真を添付

撮影年月日 令和 年 月 日

修繕・維持年月日	実施者	補修・維持内容	詳細部位	修繕・維持箇所数	備考
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					

設置場所

平面図において設置位置を明記

22. 東住吉区

番号	公園名称	位置	面積 (m ²)
1	山坂	山坂2丁目	5,590
2	いくわ 育和	杭全8丁目	4,191
3	平野白鷺	今川6丁目	37,940
4	さかきみづか 酒君塚	鷹合2丁目	3,080
5	駒川	駒川2丁目	5,108
6	鷹合	鷹合4丁目	3,028
7	長居	長居公園	657,084
8	桑津東	桑津4丁目	1,709
9	駒川北	駒川1丁目	1,821
10	桑津北	桑津1丁目	1,695
11	桑津	桑津3丁目	1,871
12	今川	今川4丁目、7丁目	6,393
13	中野町	中野1丁目、 今川7丁目	3,708
14	南百済	中野3丁目	1,544
15	今林	今林4丁目	7,923
16	矢田	住道矢田1丁目	9,179
17	枯木町	公園南矢田4丁目	3,220
18	矢田東	住道矢田2丁目	961

番号	公園名称	位置	面積 (m ²)
19	矢田部	矢田1丁目	1,000
20	矢田西	公園南矢田3丁目	991
21	矢田河原田	住道矢田6丁目	942
22	枯木南	矢田7丁目	2,621
23	矢田住道	照ヶ丘矢田3丁目	703
24	うるし堤	今川1丁目	7,598
25	杭全西	杭全4丁目	1,522
26	田辺	駒川3丁目	1,120
27	北田辺	北田辺1丁目	435
28	わかば	今川4丁目	789
29	照ヶ丘矢田	照ヶ丘矢田1丁目	2,398
30	つくし	今川4丁目	3,518
31	矢田中	矢田3丁目	1,302
32	北田辺中	北田辺3丁目	832
33	今川緑道	杭全2丁目、3丁目、 4丁目、5丁目、 今川4丁目、7丁目、 中野1丁目、4丁目、 湯里3丁目、 西今川3丁目	21,432
34	矢田中央	矢田4丁目	799
35	矢田教育の森	矢田5丁目	12,582

22. 東住吉区

番号	公園名称	位置	面積 (m ²)
36	矢田 6	矢田6丁目	2,383
37	大和川東	矢田5丁目、6丁目	12,552
38	東田辺	東田辺1丁目	1,018
39	公園南小	公園南矢田2丁目	1,500
40	北田辺 4	北田辺4丁目	659
41	湯里の森	湯里5丁目	1,806
42	田 辺 中	田辺6丁目	1,135
43	東田辺さくら	東田辺1丁目	1,339
44	東田辺中央	東田辺3丁目	1,624
45	針中野わくわく	針中野1丁目	851
46	大和川南	矢田7丁目	23,258
47	住 道 南	住道矢田9丁目	1,240
48	針中野東	針中野4丁目	739

23. 平野区

番号	公園名称	位置	面積 (m ²)
1	平野	平野東2丁目	23,940
2	坂上	平野市町1丁目	1,266
3	長吉	長吉出戸5丁目	4,943
4	杭全	平野宮町1丁目、2丁目	12,665
5	加美神明	加美東1丁目	1,827
6	鞍作	加美南1丁目	10,347
7	喜連北第一	喜連1丁目	3,831
8	六反赤坂	長吉六反1丁目	1,101
9	瓜破駒ヶ池	瓜破6丁目	3,203
10	加美長沢	加美北8丁目	3,581
11	平野北	平野北1丁目	3,474
12	加美柿花	加美北6丁目	2,134
13	喜連八坂	喜連東2丁目	575
14	加美北	加美北4丁目、5丁目	11,536
15	瓜破第一	瓜破東3丁目	1,073
16	瓜破西北	瓜破西1丁目	2,297
17	平野西	平野西3丁目	8,802
18	喜連西	喜連西3丁目	1,348

番号	公園名称	位置	面積 (m ²)
19	瓜破南	瓜破南2丁目	1,036
20	六反東	長吉六反4丁目	1,459
21	加美正覚寺	加美正覚寺3丁目	1,698
22	平野野堂	平野南1丁目	1,000
23	喜連中	喜連6丁目	1,112
24	瓜破西ヶ池	瓜破西2丁目	1,186
25	加美西	加美西2丁目	2,187
26	平野南	平野南3丁目	4,865
27	加美長沢西	加美北5丁目	1,613
28	喜連東	喜連東3丁目	1,180
29	たちばな	加美西1丁目	1,198
30	六反南	長吉六反3丁目	1,000
31	加美東	加美東5丁目	478
32	京町	平野市町3丁目	862
33	背戸口	背戸口4丁目、5丁目	2,005
34	西脇	西脇2丁目	1,257
35	加美東北	加美東2丁目	640
36	瓜破東北	瓜破東2丁目	1,447

23. 平野区

番号	公園名称	位置	面積 (m ²)
37	長吉瓜破3号	長吉長原1丁目	1,903
38	もとろく 元六	平野宮町1丁目	534
39	瓜破下池	瓜破東6丁目	601
40	川辺北	長吉川辺2丁目	1,302
41	六反西	長吉六反3丁目	1,176
42	川辺南	長吉川辺4丁目	18,123
43	なみはや	長吉長原2丁目	1,300
44	喜連北第二	喜連西5丁目	850
45	川辺東	長吉川辺3丁目	1,295
46	出戸池	長吉出戸5丁目	7,368
47	長原	長吉長原4丁目	2,275
48	正覚寺中	加美正覚寺4丁目	1,120
49	瓜破東中	瓜破東2丁目	1,130
50	長原西	長吉長原西2丁目	1,699
51	長吉東部中央	長吉長原東2丁目	10,038
52	長吉西中学前	長吉長原3丁目	1,000
53	川辺中	長吉川辺2丁目	1,013
54	長吉東部南	長吉川辺3丁目	6,023

番号	公園名称	位置	面積 (m ²)
55	加美正北ふれあい	加美北6丁目	2,127
56	長吉出戸	長吉出戸1丁目	8,923
57	瓜破北西	瓜破5丁目	1,533
58	瓜破新池緑地北	瓜破東8丁目	1,675
59	瓜破新池緑地南	瓜破東8丁目	1,500
60	瓜破新池緑地	瓜破東8丁目	2,790
61	喜連西中央	喜連西2丁目	10,000
62	出戸南	長吉出戸8丁目	1,300
63	瓜破南大和川	瓜破南1丁目	55,438
64	かわなべやまがわ 川辺大和川	長吉長原西4丁目	25,320
65	喜連北	喜連5丁目	2,499
66	ろくたん 六反さくら	長吉六反1丁目	10,000
67	でと 出戸やすらぎ	長吉出戸7丁目	1,100
68	平野開発1号	瓜破3-2-40地先	164
69	平野開発2号	喜連西5丁目	155
70	喜連2	喜連2丁目	1,274